

補完の支援スキームとしての「特定調停スキーム」

特定調停とは

1.概要

債務の返済が困難な債務者の経済的再生を目的として、その債務者が負担する金銭債務等に関する利害の調整を目的とする民事調停(特調法1条)

2.手続

特定債務者(支払不能のおそれ又は事業継続に支障なく約定どおりの返済が困難な者、若しくは、債務超過のおそれのある法人)が、債権者等に対し、金銭債務の返済条件変更等を求めて簡易裁判所に民事調停の申立て。

3.メリット

- (1)申立費用が比較的低廉
小規模事業者でも利用可能
- (2)簡易裁判所の関与
正当性の確保 → 金融機関の意思決定、株主責任への対応
- (3)非公開手続で、金融機関のみを相手方にできる(⇔民事再生との相違)
「倒産」レッテルの回避、一般取引継続可能
- (4)債務免除の税務処理が可能(一定の要件の下)
 - ①金融機関:貸倒処理等(損金処理)
 - ②債務者:債務免除益に対する期限切れ欠損金の充当など

このスキームの特色

- 1.中規模以下の事業者が対象 場合によっては中小企業再生支援協議会等の利用を検討
- 2.事前調整型 弁護士等が事前にDD、経営改善計画案を策定し、申立前に金融機関と調整(原則)
- 3.地方裁判所本庁に併置された簡易裁判所に申立て
- 4.比較的短期間で処理 数回の調停期日により終結(予定)
- 5.信用保証協会による債務免除(求償権放棄) 一定の要件の下で可能
- 6.弁護士等の専門家費用の負担軽減 認定支援機関による経営改善計画策定支援(国の事業)の利用可能